

各位

管財契約課長

「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について

このことについて、令和 5 年 5 月 8 日に「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されたことから、下記のとおり運用することとします。

なお、「新型コロナウイルス対策に伴う「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について」（令和 2 年 8 月 3 日付け管第 144 号）は廃止します。

記

1 真夏日の定義

「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について」における真夏日の定義を別紙のとおり日最高気温が 30℃以上の日とします。

2 注意事項

令和 5 年 5 月 8 日以降に真夏日に関する計測結果の報告を受ける工事に適用します。

担当：管財契約課 工事検査係
(0766-20-1358)

「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費の現場管理費を補正する。

2 対象工事等

(1) 対象工事

高岡市発注の国土交通省または農林水産省所管の主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

高岡市の全ての地域を対象とする。

3 用語の定義

(1) 真夏日

真夏日は次のどちらかとする。

① 日最高気温が~~28℃~~ **30℃**以上の日。

② WBGT（暑さ指数）が25℃以上の日。

※夜間工事の場合は作業時間帯が①または②の日とする。

※施工者が①または②を選択することができ、①、②を併用することは不可とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

4 既契約工事における変更

(1) 受発注者協議

本通達日以降に受発注者間で工事打合簿により本補正の適用を協議するものとする。

なお、発注者からの工事打合簿欄に「6 特記仕様書への記載 (2) 既契約工事に変更で追加する場合」の内容を明記すること。

(2) 気温の計測期間

協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、計測方法等については、「5 気温の計測方法等」に準じること。

(3) 積算方法

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末まで真夏日} \div \text{工期}$$

現場管理費の補正方法は、「7 積算方法等」によるものとする。

5 気温の計測方法等

(1) 施工計画書への記載

受注者が熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、工事着手前（既契約工事は協議後）に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の方法、熱中症対策に資する現場管理の実績報告方法を記載させるものとする。

(2) 計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。（気象観測所位置は参考資料①を参照）

(3) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、下記の内容を報告させるものとする。

- ① 熱中症対策に資する現場管理の実績報告書
- ② 工期、工期日数、真夏日日数、計測結果（気象庁または環境省の観測データ）、工事中止期間等の分かる資料の気温計測結果報告書

6 特記仕様書への記載

特記仕様書には以下の記載例を参考に、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事である旨等を明示することとする。

(1) 当初から記載する場合

＜記載例＞

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法、熱中症対策に資する現場管理の実績報告方法を記載するものとする。
- (2) 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とし、気象庁、環境省のデータは併用できないものとする。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実施日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。
なお、真夏日の計測期間及び工期には年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時休止している期間は含まない。
- (4) 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正值を算出し、現場管理費率に加算するものとする。
なお、真夏日とは日最高気温が~~28℃~~30℃以上の日をいい、WBGT（暑さ指数）を用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

真夏日率 = 工事期間中の真夏日 ÷ 工期

補正值（%） = 真夏日率 × 1.2

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值)

ただし、補正值については「積雪寒冷地で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

(2) 既契約工事に変更で追加する場合

＜記載例＞

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は変更施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法、熱中症対策に資する現場管理の実績報告方法・基準日を記載し、監督職員に報告するものとする。
- (2) 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とし、気象庁、環境省のデータは併用できないものとする。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。

- (3) 真夏日の計測期間は基準日から工事の終期までの期間とする。また、工期は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実施日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。
 なお、真夏日の計測期間及び工期には年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時休止している期間は含まない。
- (4) 変更施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。
 なお、真夏日とは日最高気温が~~28℃~~ **30℃**以上の日をいい、WBGT（暑さ指数）を用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

真夏日率 = 基準日から工事末までの真夏日 ÷ 工期

補正値（％） = 真夏日率 × 1.2

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値)

ただし、補正値については「積雪寒冷地で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2％とする。

7 積算方法等

(1) 真夏日率の算出

受注者より提出された計測結果の資料を基に、以下の式により真夏日率を算出する。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(2) 補正方法

現場管理費の補正は、以下の式により補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

補正値（％） = 真夏日率 × 1.2

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値)

ただし、補正値については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2％とする。

8 施工箇所点在工事への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

9 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらに寄らないことができる。